

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和4年 7月 28日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府亀岡市大井町北金岐柿木原35番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） イトン株式会社 代表取締役 木全 紀之			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	57 台	0 台	0 台	57 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	99 台	0 台	4 台	95 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	3.3	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	事業所で所有している第一種特定製品の一覧を作成し、担当者が随時、情報を更新し、適切に管理している。			
	廃棄時	事業所で所有している第一種特定製品の廃棄時には、当該機器の担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼し、冷媒回収証明書の保管を管理している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	・第一種特定製品の点検項目に基づき、定期的に点検を実施している			
	廃棄時	・第一種特定製品の廃棄時に、フロン排出抑制法に従い、行程管理制度に基づき充填回収業者から引取証明書を受け取り、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認してから機器を廃棄した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	・事業所内に、別の事業者が管理する自動販売機を設置する際は、ノンフロン製品を設置してもらうよう促す。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。